

極東部長ハミルトンの覚書

一九四一年(昭和十六年七月三十日) ワシントン

私は日本大使井口氏に電話をし、昨日の彼の訪問及びその時

龍田丸の積荷について彼が言及して、今朝大使が

日本船舶の積荷取扱問題を持出した際、ウエルズ氏より大使宛

付達された通知を補足したい旨を述べた。即ち

私に次の事実を言及した、即ち、
かかる船舶から陸揚される積荷は保検付保検

積荷の貨金金が解除されるに付ては何等保検を要する

といふ事及びかかる水の許可申請書に付ては、
彼等は提出される場合

本提申すは、通るに考慮するといふ事

我々の知る所では大蔵省は日本船舶がその積荷の陸揚げ

を希望しなければ出港を認めない、
積荷を積んだまゝ、

出航を許さず、
取極められた積荷中であるといふ事

私は、
本提申すは、所では大蔵省は前述べた趣旨に
我が

にある日本汽船会社の代理機関等、
或は所有者にも通告を

付達すると思ふ、
井口氏に告げた。

7/31

井口氏は先^{に述べた通り}通告を行すに^お感謝し、大使にも^{この事}洋意^を傳へ

その後、アチンソンの會協談及びアチンソンの^{大藏省}

のフオレイ氏の協議^{の結果}、私は井口氏に電話し、更に次の二点

についで通告とすべし旨彼に傳へた。そのオ一氏は、日本の船舶

が、若し希望するは、^{アメリカの港に入港し}港に入^積荷を陸揚せしむる事を

~~港に入港し~~出港する事と得といふ規定^は来週の上曜

日(八月二日)の真夜中^{以前}に入港する日本船舶^{に限り}適用^{される}とい

ふ事である。是れを説明して、^{その}目前に入港し、^積荷を陸

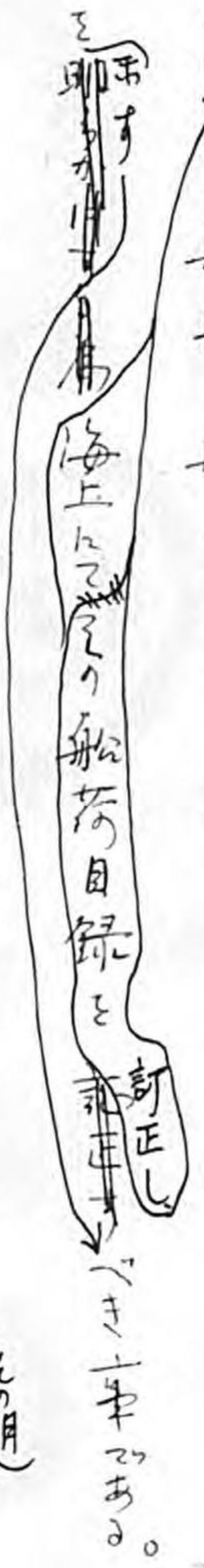
揚せしむる出港希望の日本船舶には適当なる出港の時期^間を

よ^く注意せしむべきこと。オ一の氏は、若し日本の船舶^の積荷目録^が

^非その船舶の積荷目録がアメリカの港^向に^向て^積荷を陸揚せしむる事を希望せしむる場合

の港に到着^{した}時に^積荷を陸揚せしむる事を希望せしむる場合

には、^{その}船舶は^積荷をアメリカの港にて陸揚せしむるにあり、^{その}日



井口氏又若し日本大使館にて此等^の事^を同し、更に^{その}明細

及び説明^を内定^を希望するは、大藏省内務事務官と聯絡

事の井口氏に
せらるる事

私は此の述り事にて二度井口氏に彼も了解したと

述べた

スツクスウエル・エム・ハミルトン

二六九、二七〇頁

アメリカの対外関係、日本 一九三一年(昭和六年)―一九四一年(昭和十六年)
第三巻 終りの後